

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税管理事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

桜川市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課事務
②事務の概要	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)に基づき、個人住民税の賦課決定及び個人住民税に関する調査を実施している。</p> <p>①納税義務者等からの申告及び届出等または賦課決定に必要な課税資料を収集・管理する。            ②賦課決定、税額の更正・決定を行い、納税義務者あて通知する。            ③申請に基づき、所得証明書等を発行する。            ④過誤納金に係る還付・充当処理を行う。</p>
③システムの名称	個人住民税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、中間サーバー、コンビニ証明書交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会＞            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p> <p>＜情報提供＞            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1.2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	桜川市総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜川市総務部税務課 〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023 0296-58-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜川市総務部税務課 〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023 0296-58-5111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこととしている。また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のようなリスク対策を行っている。 ① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。 ④ 特定個人情報の使用の記録、確認を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	I 関連情報 5. 評価実施期間における	阿久津 裕治	藤田 保男	事後	
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
平成29年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル	個人住民税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、申告受付シ	個人住民税システム、共通宛名システム、収納管理システム、口座管理システム、申告受付シ	事前	
令和1年6月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	税務課長 藤田 保男	税務課長	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更
令和2年10月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、2	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の27の項	事後	
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和6年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年1月23日	IV リスク対策	—	項目の追加	事前	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
令和7年1月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表の24の項	事前	番号法改正による変更
令和7年1月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85)の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	事前	番号法改正による変更
令和7年1月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点		
令和7年1月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和6年10月1日 時点		